

建築確認等台帳記載事項証明について

福岡県が建築確認を行った建築物等の確認済証、検査済証について、建築確認台帳の記載事項の一部を証明書として発行することができます。

●証明書発行手続き

- 1 証明書発行を希望される方は、所管の県土整備事務所建築指導課までお越しくください。
- 2 各県土整備事務所建築指導課窓口にて、申込書にご記入いただき、発行手数料を納付してください。証明書は原則、即日発行です。
- 3 対象物件を特定していただくため、以下の情報を事前にご確認し、来庁されるようお願いいたします。(※対象物件特定のため登記事項証明書(建物)等の資料をご持参ください。)

(1) 確認済証の発行年月日・確認済証番号

(2) 検査済証の発行年月日・検査済証番号

(3) 建築主の氏名(建築確認の申請を行った方の氏名)

※所有権の保存登記を行った方となっていることが多いですが、建売住宅だった場合などは、販売した住宅メーカーとなっていることがあります。

(4) 建築場所の地名地番

※建築確認の申請当時の地名等が記載された登記事項証明書(土地)や公図等で確認してください。建築確認の申請後に「土地の分筆」「住居表示の実施」や「区画整理事業による換地処分」等が行われている場合は、申請当時と地名地番が現在の情報と異なることがあります。

(5) 建築年月日

※登記事項証明書(建物)等により、新築された年月日を確認してください。

上記事項が不明の場合、対象物件の特定ができず、台帳記載事項証明書を発行することができない場合があります。ご了承ください。

●証明発行手数料

400円(福岡県領収証紙)

※福岡県領収証紙の販売場所・販売時間は各県土整備事務所建築指導課にお問い合わせください。

●発行時間

台帳記載事項証明書発行には福岡県領収証紙が必要です。

福岡県領収証紙の販売時間内にお越しくください。

※土日、祝祭日を除く。

※対象物件の特定に時間を要することがあります。時間に余裕を持って来庁されるようお願いいたします。

●注意事項

- ・確認済証や検査済証そのものの再発行はできません。また、建築確認等台帳記載事項証明書は確認済証、検査済証に代わるものではありません。
- ・各県土整備事務所建築指導課窓口では、指定確認検査機関で建築確認を行った物件については、証明書は発行できません。建築確認を行った指定確認検査機関にお問い合わせください。
- ・電話やFAX等による対象物件の有無の確認は、誤情報及びトラブルの防止のため、原則対応しておりません。